

指定管理者制度導入の 2 年目（令和 3 年度）の実績について

1 施設利用状況

【対象施設；研修室、会議室（和室）、農産加工室】

（令和 4 年 2 月末現在）

年度	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
2 年度	利用件数(件)	1	0	25	45	39	37	45	37	34	26	25	314 件
	利用人数(人)	17	0	147	317	299	263	468	335	279	190	231	2,546 人
3 年度	利用件数(件)	24	24	21	15	1	2	30	44	36	44	50	291 件
	利用人数(人)	119	93	86	89	16	32	311	330	318	270	360	2,024 人
比較	利用件数(件)	23	24	△4	△30	△38	△35	△15	7	2	18	25	△23 件
	利用人数(人)	102	93	△61	△228	△283	△231	△157	△5	39	80	129	△522 人

《利用者減少要因》

新型コロナウイルス感染拡大防止対策による影響

- 1) 緊急事態宣言期間中の一般利用者の利用不可期間（令和 3 年 7 月 20 日～9 月 30 日）及びまん延防止等重点措置区域の指定による利用制限期間（令和 4 年 1 月 21 日～3 月 21 日まで）の利用時間の制限（夜間は午後 8 時までの利用制限）による。
- 2) サークルの活動内容による貸出し制限による。（例：①吹き矢、②他人と接触する運動サークル、③料理（農産加工室の使用禁止））
なお、吹き矢の利用については、令和 3 年 11 月 1 日から感染対策を講ずることにより使用可となった。
また、令和 3 年 12 月 1 日から、規制を緩和し原則すべての団体が使用可となった。ただし、使用時間は午後 8 時までの制限あり。
- 3) イベントの中止（菜の花まつり、キャンドルナイト、JA 盆踊り大会、高倉ふるさとまつり等）による。

2 市民農園利用状況

(令和4年2月末現在)

分類	市民農園				有機市民農園
	30㎡	50㎡	100㎡	計	
区分(面積)	30㎡	50㎡	100㎡	計	33㎡
総区画数	170区画	55区画	3区画	228区画	8区画
3年2月末	153	49	3	205区画	6区画
4年2月末	170	55	3	228区画	7区画
比較	17	6	±0	増 23区画	増 1区画

3 指定管理者による新たな取り組み（2年目）

1) 市民サービス向上

- ・ホームページに「農作業マニュアル 野菜作り 12 か月」の内容を掲載し、市民農園利用者等に農作物の栽培方法等の情報を提供した。
- ・新型コロナウイルス感染対策として、「CO²濃度測定器」を配置し、施設利用時に貸与し感染拡大に努めた。

2) 施設管理

- ・交流広場のコンクリート製ステージを高圧洗浄により美観の回復に努めた。
- ・市民農園内の水栓（23カ所）の蛇口を凍結防止装置付きのものに交換し、冬期の凍結防止に努めた。
- ・農業交流センターの駐車場外周の高木を強剪定し敷地内の美観に努めた。
- ・体験農園東側の高木を強剪定し、体験農園の野菜生育の日照不足を解消した。

3) 新たな農業体験講座の開講

- 「じゃがいも栽培体験」の実施（令和3年3月～7月の間適宜開催）
- 「じゃがいも掘り体験」の実施（令和3年6月26日実施）
- 「夏休み子ども講座（食品リサイクル）」の開催（令和3年8月7日実施）
- 営農指導付き農業体験（はじめて農園）の実施（令和3年4月～8月に7回実施）
- 「秋作栽培講習会」の開催（令和3年8月～令和4年1月に9回実施）

4 指定管理者による新たな自主事業の提案及び承認内容

番号	事業名	事業内容	事業開始日
1	食品リサイクル堆肥の利用 促進事業	食品残さなどから生成された良質なリサイクル堆肥を、市民農園利用者に使用を促すことで循環型社会の醸成や安心安全な野菜づくりを推奨していく事業で、利用者が、農業交流センターを通じて購入することにより、商品の受け渡しの利便性と農作業の効率化を図るサービスの提供。	令和4年3月14日